

山陽小野田市水道局物品の調達等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱

平成 26 年 12 月 4 日

山陽小野田市水道局内規第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山陽小野田市水道局会計規程（平成 17 年水道事業管理規程第 21 号）第 107 条の規定に基づき山陽小野田市水道局が発注する物品の調達等について、競争入札に参加する者の資格審査及び指名基準等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「物品の調達等」とは、山陽小野田市水道局が発注する物品の製造の請負、物品の買入れ、借入れ及び売払い、業務委託等（工事請負及び工事に係る設計等の業務委託を除く。）をいう。

(競争入札参加資格)

第 3 条 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 山陽小野田市水道局物品の調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領（平成 26 年 12 月 4 日制定）別表第 12 号から第 18 号までに掲げる要件のいずれかに該当する者
- (3) 同種の営業を引き続き 1 年以上営んでいない者
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 国税、山口県税又は市税を滞納している者
- (6) 次条第 1 項に規定する申請書又は同条第 3 項に規定する添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (7) 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

2 山陽小野田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、契約の種類に応じて次の各号に定める者（以下「有資格者」という。）に入札参加資格を与える。

(1) 山陽小野田市物品の調達等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（平成22年2月22日制定。以下「市選定要綱」という。）の規定により入札参加資格を有すると認定された者

(2) その他管理者が特に必要と認める契約の種類において、第6条の規定による競争入札参加資格があると認めた者

（申請書の提出）

第4条 前条第2項第2号の規定により競争入札に参加しようとする者は、2年度ごとに管理者の定める期間内に、物品の調達等競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を管理者に提出（以下「定期申請」という。）するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期申請の提出期間経過後において、新たに申請書を提出しようとする者は、定期申請の年度の翌年度の管理者が定める期間において申請書を提出（以下「追加申請」という。）することができる。

3 第1項及び第2項に規定する申請書には、別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。

（審査）

第5条 前条の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対する競争入札参加資格の審査は、山陽小野田市水道局物品の調達等指名競争入札参加者選考委員会（以下「委員会」という。）で行う。

（資格の認定）

第6条 管理者は、委員会の審査結果に基づき、競争入札参加資格の有無を認定する。

（資格の有効期間）

第7条 前条の規定により認定された競争入札参加資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、定期申請の年度の翌年度の4月1日から翌々年度3月31日までとする。

2 前項の規定に係わらず、追加申請の有効期間は、申請月の翌月の1日から前項に規定する有効期間の満了日までとする。

3 管理者は、必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、有効期間を延長

し、又は短縮することができる。

(入札参加資格者の登録)

第8条 管理者は、第3条第2項の規定による有資格者について、有資格者名簿に登録する。

(競争入札参加資格の変更等)

第9条 管理者は、有資格者と認定した後に、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員会の審査を経て、その資格を変更し、又は取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 不正な手段又は虚偽の申請によって競争入札参加資格の認定を受けたと認められるとき。

(3) その他資格の変更又は取消しに合理的な事由があるとき。

(変更等の届出)

第10条 管理者は、有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に速やかに、その旨を届け出させるものとする。ただし、第3条第2項第1号の規定により有資格者となる者については、この限りでない。

(1) 代表者が死亡したとき 新たに代表者となった者

(2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者

(3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その精算人

(5) 廃業したとき 本人又は役員

(6) 上記の他、管理者又は委員会が必要と判断したとき 当該関係者

2 有資格者は、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、その旨を届け出なければならない。ただし、第3条第2項第1号の規定により有資格者となる者については、この限りでない。

(1) 商号又は名称

(2) 代表者の氏名

(3) 営業所（本店を含む。）の名称、所在地又は郵便番号

(4) 代理人の氏名

(5) 実印又は使用印

(6) 電話番号又はファックス番号

(7) その他（登録部門、法人の合併等によりその承継人が引き続き入札参加資格の承継を希望するとき等）

（指名停止）

第11条 管理者は、有資格者を指名停止しようとする場合には、委員会に諮り、その結果に基づいて、指名停止の可否及び期間を決定するものとする。

（競争入札の参加）

第12条 競争入札に参加することができる者は、有資格者名簿に登録されている者でなければならない。

（指名基準）

第13条 指名競争入札に付そうとするときは、前条の規定により登録されている者の中から指名するものとする。

2 指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。この場合においては、地場産業及び市内中小企業の育成の観点から、原則として市内業者を優先するものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 契約の内容に適した専門性及び技術的適正

(4) 本社(本店)、支店又は営業所の所在地の地理的条件

(5) 手持ち業務の状況

(6) 契約内容の性質又は目的から、官公署等の許可、認可等を必要とするときは当該許可、認可等

3 指名競争入札における指名業者数は、予定価格に応じて別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は平成26年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年8月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の山陽小野田市水道局物品の調達等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱の規定により入札参加者の資格を有する者については、なお従前の例による。